

令和3年2月15日招集

田村市議会 3月定例会提出議案

## 議 案 目 次

(議案番号)	(議 案 名)	(頁)
議案第1号	田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第2号	田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
議案第3号	田村市猪狩俊郎人材育成基金条例の一部を改正する条例	9
議案第4号	田村市教職員住宅設置管理条例の一部を改正する条例	13
議案第5号	田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	17
議案第6号	田村市介護保険条例の一部を改正する条例	21
議案第7号	田村市殿上観光牧場条例の一部を改正する条例	25
議案第8号	田村市授産場条例を廃止する等の条例	33
議案第9号	田村市在宅介護支援センター設置条例を廃止する条例	37
議案第10号	田村市自立支援ホームヘルプサービス事業手数料条例を廃止する条例	39
議案第11号	令和2年度田村市一般会計補正予算(第7号)について	41
議案第12号	令和2年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	43
議案第13号	令和2年度田村市介護保険特別会計補正予算(第3号)について	45
議案第14号	令和2年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	47
議案第15号	令和2年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算(第4号)について	49
議案第16号	令和2年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	51
議案第17号	令和2年度田村市授産場事業特別会計補正予算(第2号)について	53
議案第18号	令和2年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第3号)について	55
議案第19号	令和2年度田村市水道事業会計補正予算(第3号)について	57
議案第20号	令和2年度田村市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	59
議案第21号	令和2年度田村市病院事業会計補正予算(第2号)について	61
議案第22号	令和3年度田村市一般会計予算について	63
議案第23号	令和3年度田村市国民健康保険特別会計予算について	65
議案第24号	令和3年度田村市介護保険特別会計予算について	67
議案第25号	令和3年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について	69
議案第26号	令和3年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について	71
議案第27号	令和3年度田村市診療所事業特別会計予算について	73
議案第28号	令和3年度田村市水道事業会計予算について	75
議案第29号	令和3年度田村市公共下水道事業会計予算について	77
議案第30号	令和3年度田村市病院事業会計予算について	79
議案第31号	常葉辺地に係る総合整備計画の策定について	81
議案第32号	移辺地に係る総合整備計画の策定について	85
議案第33号	市道路線の廃止について	89
議案第34号	市道路線の認定について	91
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	93

議案第1号

田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

田村市職員の給与に関する条例（平成17年田村市規則第45号）の一部を次のように改正する。  
第16条第2項第2号中「29,300円」を「28,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

提案理由

福島県人事委員会勧告に準じ、通勤手当を改正するため、条例の改正を提案する。



田村市職員の給与に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、<u>28,200円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、<u>29,300円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>



議案第2号

田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例

田村市手数料徴収条例（平成17年田村市条例第57号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表中「土地図面」の次に「・航空写真等」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

提案理由

課税資料として撮影した航空写真を税サービスの一環として提供するため、条例の改正を提案する。



田村市手数料徴収条例新旧対照表

資 料

新		旧	
(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。		(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	
(略)		(略)	
(18) 土地図面・航空写真等複写手数料	1枚 300円 ただし、 A列3版を 超える場合 にあって は、1枚 1,000円と する。	(18) 土地図面_____複写手数料	1枚 300円 ただし、 A列3版を 超える場合 にあって は、1枚 1,000円と する。
(略)		(略)	
2～4 (略)		2～4 (略)	



議案第3号

田村市猪狩俊郎人材育成基金条例の一部を改正する条例

田村市猪狩俊郎人材育成基金条例（平成22年田村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「田村市在住高校生のアメリカ合衆国への」を「田村市出身の生徒又は学生のアメリカ合衆国及び英語圏の諸外国への語学」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

提案理由

田村市に在住する高校生のアメリカ合衆国への留学に限定している現制度を拡充し、利用を促進するため、条例の改正を提案する。



田村市猪狩俊郎人材育成基金条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 国際教育の推進を目的に<u>田村市出身の生徒又は学生のアメリカ合衆国及び英語圏の諸外国への語学留学</u>を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、田村市猪狩俊郎人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 国際教育の推進を目的に<u>田村市在住高校生のアメリカ合衆国への</u> _____留学を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、田村市猪狩俊郎人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>



議案第4号

田村市教職員住宅設置管理条例の一部を改正する条例

田村市教職員住宅設置管理条例（平成17年田村市条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表中	滝根中学校校長住宅	田村市滝根町神俣字中広土192番地	1	9,000円	を
	滝根教職員住宅B棟	田村市滝根町神俣字河原2番地	6	22,000円	
	都路学校校長住宅	田村市都路町古道字北町24番地	1	15,000円	
	岩井沢教職員住宅 (世帯用)	田村市都路町岩井沢字中作11番地1	4	15,000円	
	〃 (単身用)		6	12,000円	
	常葉教職員住宅	田村市常葉町常葉字長縄59番地	12	20,000円	
	船引南小学校校長住宅	田村市船引町堀越字丸森2番地	1	20,000円	
	後田教員住宅	田村市船引町上移字後田88番地	4	14,000円	

常葉教職員住宅	田村市常葉町常葉字長縄59番地	12	10,000円	に改める。
---------	-----------------	----	---------	-------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

提案理由

老朽化に伴い利用されていない校長住宅及び教職員住宅を用途廃止する一方、教職員住宅の機能を常葉教職員住宅に集約し、利用を促進するため、条例の改正を提案する。



田村市教職員住宅設置管理条例新旧対照表

資料

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
住宅名	位置	戸数	家賃	住宅名	位置	戸数	家賃
常葉教職員住宅	田村市常葉町常葉字長縄59番地	12	10,000円	滝根中学校校長住宅	田村市滝根町神俣字中広土192番地	1	9,000円
				滝根教職員住宅B棟	田村市滝根町神俣字河原2番地	6	22,000円
				都路学校校長住宅	田村市都路町古道字北町24番地	1	15,000円
				岩井沢教職員住宅（世帯用）	田村市都路町岩井沢字中作11番地1	4	15,000円
				〃（単身用）		6	12,000円
				常葉教職員住宅	田村市常葉町常葉字長縄59番地	12	20,000円
				船引南小学校校長住宅	田村市船引町堀越字丸森2番地	1	20,000円
				後田教員住宅	田村市船引町上移字後田88番地	4	14,000円



議案第5号

田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

田村市国民健康保険税条例（平成17年田村市条例第130号）の一部を次のように改正する。  
附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

提案理由

令和2年度税制改正により、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合、長期譲渡所得から100万円の控除が可能となり、国民健康保険税の算定に適用させるため、条例の改正を提案する。



田村市国民健康保険税条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35</p>

条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

6～15 (略)

条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項\_\_\_\_\_又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

6～15 (略)

## 議案第6号

### 田村市介護保険条例の一部を改正する条例

田村市介護保険条例（平成17年田村市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の田村市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

#### 提案理由

第8期田村市介護保険事業計画に基づく、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を適用させるため、条例の改正を提案する。



田村市介護保険条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当するものの<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当するものの<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。</p>



議案第7号

田村市殿上観光牧場条例の一部を改正する条例

田村市殿上観光牧場条例（平成17年田村市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第8条関係）

別紙
----

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

提案理由

老朽化による遊具撤去など、施設の廃止に伴う所要の改正を行うとともに、スカイパレスときわの入浴に関するサービス水準を他の市有施設と合わせ、利用促進を図るため、条例の改正を提案する。

別表（第2条、第8条関係）

施設の名称	利用区分	施設使用料	
宿泊研修施設 1棟	客室1泊当たり（市内在住者）	大人2,800円 小人2,450円	
	客室1泊当たり（市外者）	大人4,000円 小人3,500円	
	客室1室当たり		
	日帰り 1日	3,000円	
	日帰り 半日	2,000円	
	大中広間（入浴料含む）	日帰り 1日	大人 800円 小人 400円
		日帰り 半日	大人 600円 小人 300円
	大広間1室 （研修会等）	1日	5,000円
		半日	3,000円
	中広間1室 （研修会等）	1日	3,000円
半日		2,000円	
客室（宴会等）		大人 400円	
大中広間（宴会等）		大人 300円 小人 150円	
入浴料（1回当たり）		大人 400円 小人 200円	

	持込料	日本酒1升 日本酒4合 焼酎 ウィスキー ビール瓶 ビール缶 ジュース類	2,000円 1,000円 2,000円 3,000円 300円 250円 200円
	貸出料	カラオケ 布団一式	5,000円 1,100円
バーベキューデッキ (バーベキューセット一式)	1区画 1時間		5,000円
ドッグラン	1匹 2時間		500円
テントサイト	1区画 1泊		500円
休憩施設1棟 畜舎1棟 券売所1棟 炊事場1棟 便所2棟 カジカの沢 テントウムシの森 パノラマ広場 駐車場 森林公園 クロスカントリーコース			無料 ただし、畜舎及び 券売所は貸出しな い。

備考

- 1 1泊とは、利用する日の午後4時から翌日の午前10時までとし、日帰り1日とは、4時間以上利用した場合をいい、日帰り半日とは、2時間以上4時間未満の利用をいう。
- 2 宿泊研修施設を利用する場合における小人とは、4歳以上小学生まで、大人とは、中学生以上の者をいう。
- 3 当日の連絡なしの予約取消にあつては施設使用料及び食事料金（以下「宿泊料金」という。）の全額、当日の連絡ありの予約取消にあつては宿泊料金の5分の4の額、前日の予約取消にあつては宿泊料金の2分の1の額、5日前から前々日までの予約取消にあつては宿泊料金の5分の1の額をキャンセル料金として徴収することができる。
- 4 土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日並びに次に掲げる期間を基本として毎年市長が定める期間については、割増料金を徴収することができる。  
ア 4月28日から5月5日までの日

- イ 8月12日から同月16日までの日
  - ウ 9月18日から同月23日までの日
  - エ 12月29日から翌年1月3日までの日
- 5 割増料金の割増額は、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日については1,000円、前号に掲げる毎年市長が定める期間については2,000円とする。
  - 6 焼酎、ビール、ウィスキー及びジュース類は1本当たりの料金とする。
  - 7 バーベキューデッキの施設使用料は、既定の食材を注文しない場合、又は食材を持ち込む場合に徴収する。
  - 8 入浴10回につき1回無料とする。

田村市殿上観光牧場条例新旧対照表

資料

新			旧				
別表（第2条、第8条関係）			別表（第2条、第8条関係）				
施設の名称	利用区分	施設使用料	施設の名称	利用区分	施設使用料		
宿泊研修施設 1棟	客室1泊当たり (市内在住者)	大人2,800円 小人2,450円	乗馬	市長が別に定める 馬場内1回当たり	150円		
	客室1泊当たり (市外者)	大人4,000円 小人3,500円	宿泊研修施設 1棟	客室1泊当たり (市内在住者)	大人2,800円 小人2,450円		
	客室1室当たり	3,000円		客室1泊当たり (市外者)	大人4,000円 小人3,500円		
	日帰り 1 日			客室1室当たり	日帰り 1 日	3,000円	
	日帰り 半日				日帰り 半日	2,000円	
	大 中 広 間 (入 浴料 含 む)	日帰り 1 日		大人 800円 小人 400円	大 中 広 間 (入 浴料 含 む)	日帰り 1 日	大人 800円 小人 400円
		日帰り 半日		大人 600円 小人 300円		日帰り 半日	大人 600円 小人 300円
	大 広 間1室 (研 修会 等)	1日		5,000円	大 広 間1室 (研 修会 等)	1日	5,000円
		半日		3,000円		半日	3,000円
	中 広 間 1 室 (研 修会 等)	1日		3,000円	中 広 間 1 室 (研 修会 等)	1日	3,000円
半日		2,000円		半日		2,000円	
客室(宴会等)	大人	400円	客室(宴会等)	大人	400円		

<u>大中広間（宴会等）</u>		大人 300円 小人 150円
<u>入浴料（1回当たり）</u>		大人 400円 小人 200円
<u>持込料</u>	<u>日本酒1升</u>	2,000円
	<u>日本酒4合</u>	1,000円
	<u>焼酎</u>	2,000円
	<u>ウイスキー</u>	3,000円
	<u>ビール瓶</u>	300円
	<u>ビール缶</u>	250円
	<u>ジュース類</u>	200円
<u>貸出料</u>	<u>カラオケ</u>	5,000円
	<u>布団一式</u>	1,100円
<u>バーベキューデッキ（バーベキューセッター式）</u>	1区画 1時間	5,000円
<u>ドッグラン</u>	1匹 2時間	500円
<u>テントサイト</u>	1区画 1泊	500円
<u>休憩施設1棟 畜舎1棟 券売所1棟 炊事場1棟 便所2棟 カジカの沢 テントウムシの森 パノラマ広場</u>		無料 ただし、 畜舎及び券 売所は貸し 出ししな い。

<u>等）</u>		
<u>客室（宴会等）</u>		大人 400円
<u>大中広間（宴会等）</u>		大人 300円 小人 150円
<u>入浴料（1回当たり）</u>		大人 400円 小人 200円
<u>持込料</u>	<u>日本酒1升</u>	2,000円
	<u>日本酒4合</u>	1,000円
	<u>焼酎</u>	2,000円
	<u>ウイスキー</u>	3,000円
	<u>ビール瓶</u>	300円
	<u>ビール缶</u>	250円
	<u>ジュース類</u>	200円
<u>貸出料</u>	<u>カラオケ</u>	5,000円
	<u>布団一式</u>	1,100円
<u>管理棟1棟 休憩施設1棟 畜舎1棟 券売所1棟 炊事場1棟 便所2棟 複合遊具1式 カジカの沢 テントウムシの森 パノラマ広場 駐車場 森林公園 クロスカント</u>		無料

駐車場		
森林公園		
クロスカント		
リーコース		

リーコース		
バーベキュー デッキ (バーベキュー セット一 式)	1区画 1時間	5,000円
ドッグラン	1匹 2時間	500円
テントサイト	1区画 1泊	500円

備考

- 1 1泊とは、利用する日の午後4時から翌日の午前10時までとし、日帰り1日とは、4時間以上利用した場合をいい、日帰り半日とは、2時間以上4時間未満の利用をいう。
- 2 宿泊研修施設を利用する場合における小人とは、4歳以上小学生まで、大人とは、中学生以上の者をいう。
- 3 当日の連絡なしの予約取消にあつては施設使用料及び食事料金（以下、「宿泊料金」という。）の全額、当日の連絡ありの予約取消にあつては宿泊料金の5分の4の額、前日の予約取消にあつては宿泊料金の2分の1の額、5日前から前々日までの予約取消にあつては宿泊料金の5分の1の額をキャンセル料金として徴収することができる。
- 4 土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日並びに次に掲げる期間を基本として毎年市長が定める期間については、割増料金を徴収することができる。  
ア 4月28日から5月5日までの日  
イ 8月12日から同月16日までの日  
ウ 9月18日から同月23日までの日  
エ 12月29日から翌年1月3日までの日
- 5 割増料金の割増額は、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日については1,000円、前号に掲げる毎年市長が定める期間

備考

- 1 1泊とは、利用する日の午後4時から翌日の午前10時までとし、日帰り1日とは、4時間以上利用した場合をいい、日帰り半日とは、2時間以上4時間未満の利用をいう。
- 2 宿泊研修施設を利用する場合における小人とは、4歳以上小学生まで、大人とは、中学生以上の者をいう。
- 3 当日の連絡なしの予約取消にあつては施設使用料及び食事料金（以下「宿泊料金」という。）の全額、当日の連絡ありの予約取消にあつては宿泊料金の5分の4の額、前日の予約取消にあつては宿泊料金の2分の1の額、5日前から前々日までの予約取消にあつては宿泊料金の5分の1の額をキャンセル料金として徴収することができる。
- 4 土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日並びに次に掲げる期間を基本として毎年市長が定める期間については、割増料金を徴収することができる。  
ア 4月28日から5月5日までの日  
イ 8月12日から同月16日までの日  
ウ 9月18日から同月23日までの日  
エ 12月29日から翌年1月3日までの日
- 5 割増料金の割増額は、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日については1,000円、前号に掲げる毎年市長が定める期間

については2,000円とする。

6 焼酎、ビール、ウイスキー及びジュース類は1  
本当りの料金とする。

7 バーベキューデッキの施設使用料は、既定の  
食材を注文しない場合、又は食材を持ち込む場  
合に徴収する。

8 入浴10回につき1回無料とする。

については2,000円とする。

6 焼酎、ビール、ウイスキー及びジュース類は1  
本当りの料金とする。

7 バーベキューデッキの施設使用料は、既定の  
食材を注文しない場合、又は食材を持ち込む場  
合に徴収する。

議案第8号

田村市授産場条例を廃止する等の条例

(田村市授産場条例の廃止)

第1条 田村市授産場条例（平成17年田村市条例第105号）は、廃止する。

(田村市特別会計条例の一部改正)

第2条 田村市特別会計条例（平成17年田村市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の田村市授産場特別会計に係る未収入及び未支出の整理並びに決算については、なお従前の例による。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

提案理由

田村市授産場の民間移譲に伴い、条例の廃止及び改正を提案する。



田村市特別会計条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、当該事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の特別会計を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、当該事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の特別会計を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>田村市授産場事業特別会計</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p>



## 議案第9号

### 田村市在宅介護支援センター設置条例を廃止する条例

田村市在宅介護支援センター設置条例（平成17年田村市条例第207号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

#### 提案理由

介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターが設置され、在宅介護支援センターの業務を移行していることから、条例の廃止を提案する。



議案第10号

田村市自立支援ホームヘルプサービス事業手数料条例を廃止する条例

田村市自立支援ホームヘルプサービス事業手数料条例（平成17年田村市条例第122号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

提案理由

介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体による訪問型サービスB事業が創設されたことに伴い、事業を移行し、自立支援ホームヘルプサービス事業を廃止することから、事業に係る手数料条例の廃止を提案する。



議案第11号

令和2年度田村市一般会計補正予算（第7号）について

令和2年度田村市一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本田 仁 一



議案第12号

令和2年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和2年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本田 仁一



議案第13号

令和2年度田村市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和2年度田村市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本田 仁一



議案第14号

令和2年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第15号

令和2年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第4号）について

令和2年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第16号

令和2年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第17号

令和2年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第18号

令和2年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第3号）について

令和2年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第19号

令和2年度田村市水道事業会計補正予算（第3号）について

令和2年度田村市水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本田 仁一



議案第20号

令和2年度田村市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和2年度田村市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第21号

令和2年度田村市病院事業会計補正予算（第2号）について

令和2年度田村市病院事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第 22 号

令和 3 年度田村市一般会計予算について

令和 3 年度田村市一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 15 日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第 23 号

令和 3 年度田村市国民健康保険特別会計予算について

令和 3 年度田村市国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 15 日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第24号

令和3年度田村市介護保険特別会計予算について

令和3年度田村市介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第25号

令和3年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について

令和3年度田村市後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第26号

令和3年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について

令和3年度田村市滝根町観光事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第27号

令和3年度田村市診療所事業特別会計予算について

令和3年度田村市診療所事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第28号

令和3年度田村市水道事業会計予算について

令和3年度田村市水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本田 仁一



議案第29号

令和3年度田村市公共下水道事業会計予算について

令和3年度田村市公共下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第30号

令和3年度田村市病院事業会計予算について

令和3年度田村市病院事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



議案第31号

常葉辺地に係る総合整備計画の策定について

常葉辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



# 総合整備計画書

福島県田村市常葉町 常葉辺地

辺地の人口 1,644人 面積 42.1k㎡

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

田村市常葉町常葉字 山田作、富作、桜ヶ入、式部内、上井坪、下井坪、  
東向、田和上

田村市常葉町堀田全域

田村市常葉町早稲川全域

田村市常葉町関本全域

田村市常葉町山根全域

田村市常葉町小檜山全域

### (2) 地域の中心の位置

田村市常葉町山根字堀田平 34-1

### (3) 辺地度点数

131点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、辺地の中心から田村市役所まで 10.8km、地域内の生徒が通う常葉中学校へは 3.9 km、船引高等学校へは 10.6 kmの距離にあり、公共機関・教育機関ともに遠方に位置している。これら公共機関等への交通手段として福島交通㈱が運行する路線バスもあるが、運行回数が少なく、地域住民の移動手段は自家用車や乗合タクシーの利活用が大半を占めるようになっている。

当地区は、戦後の入植者を擁する山間地帯であるため、生活水準の向上はもとより、地域住民の安心安全確保及び日常生活の利便性向上のためにも市役所、病院、学校等の公共施設までの市道及び農林道の整備が急務である。

また、当地区の主要な観光施設であるムシムシランドの利用者数は1996年をピークに減少傾向へ転じ、施設の老朽化や東日本大震災の影響も相まって苦しい状況が続いている。開園以降、大きな改修が行われておらず、競争力が低下しているため、施設の整備が急務である。

## 3 公共的施設の整備計画

令和3年度～令和7年度まで

5カ年（別紙計画書のとおり）

(別紙)

## 公共施設の整備計画

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額	備考
			特定財源	一般財源		
市道余平田田代線 道路整備事業 【令和3年度～令和7年度】 ○道路改良・舗装 L=850m W=4.0m	田村市	80,000	0	80,000	80,000	
市道井坪線 道路整備事業 【令和3年度～令和7年度】 ○道路改良・舗装 L=1700m W=5.5(7.0)m	田村市	100,000	0	100,000	100,000	
市道富作2号線 道路整備事業 【令和3年度～令和7年度】 ○道路改良・舗装 L=427m W=4.0m	田村市	28,658	0	28,658	28,658	
市道東向線 道路整備事業 【令和3年度～令和7年度】 ○道路改良・舗装 L=995m W=5.5(7.0)m	田村市	125,000	67,500	57,500	57,500	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和3年度】 ○カブトムシドーム設計委託業務	田村市	2,000	0	2,000	2,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和3年度】 ○昆虫館整備実施設計委託業務	田村市	3,000	0	3,000	3,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和4年度】 ○昆虫館整備造成及び建築工事	田村市	65,000	0	65,000	65,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和4年度】 ○カブトムシドーム整備工事	田村市	22,000	0	22,000	22,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和4年度】 ○プレーパーク設計施工	田村市	11,000	0	11,000	11,000	
合 計		436,658	67,500	369,158	369,158	

議案第32号

移辺地に係る総合整備計画の策定について

移辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一



# 総 合 整 備 計 画 書

福島県田村市船引町 移辺地  
辺地の人口 1,872 人 面積 38.8 km<sup>2</sup>

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

田村市船引町上移全域  
田村市船引町北移全域  
田村市船引町南移全域  
田村市船引町横道全域  
田村市船引町中山全域

### (2) 地域の中心の位置

田村市船引町上移字町 87-2

### (3) 辺地度点数

1 5 7 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

移辺地は、地域の中心から田村市役所まで 14.7 km、地域内の生徒が通う船引中学校へは 14.6 km、船引高等学校へは 13.6 km の距離にあり、公共機関・教育機関ともに遠方に位置している。これら公共機関等への交通手段として福島交通㈱が運行する路線バスもあるが、運行回数が少なく、自家用車や乗合タクシーの利活用が大半を占めるようになっている。

しかし、当該地域の改良率・舗装率は他地域と比べ未だに低く、また、当該地域の一部集落を通過する市道等では、災害や救急など緊急車両等の通行に支障をきたすことが考えられるなど、地域住民にとっては不安や不便を余儀なくされており、車等の普及に対応した道路の改良・整備が急務となっている。

このようなことから、地域住民の日常生活における利便性向上と安心安全に通行できる道路の確保が必要不可欠であり、計画的に整備を図る必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 カ年（別紙計画書のとおり）

(別紙)

## 公共施設の整備計画

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額	備考
			特定財源	一般財源		
市道越田和線 道路整備事業 【令和3年度～令和7年度】 ○道路改良・舗装 L=855m W=4.0 (5.0) m	田村市	105,000	56,700	48,300	48,300	
合	計	105,000	56,700	48,300	48,300	

議案第33号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、下記の市道路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

記

路線番号	路線名	起 点 (番地先)	重要な経過地
		終 点 (番地先)	
滝32265	あたご山1号線	滝根町神俣字弥五郎内156	
		滝根町神俣字弥五郎内143	
大30045	中広土線	大越町上大越字中広土170-1	
		大越町上大越字白石77-1	
大30064	槻木線	大越町上大越字槻木9-1	
		大越町上大越字薬師堂 83	
大30182	山口中広土線	大越町上大越字山口110-1	
		大越町上大越字中広土 180	



議案第34号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、下記の市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月15日提出

田村市長 本田 仁 一

記

路線番号	路線名	起 点 (番地先)	重要な経過地
		終 点 (番地先)	
大30328	中広土薬師堂線	大越町上大越字中広土170-1	
		大越町上大越字薬師堂44-5	
大30329	田村市産業団地4号線	大越町上大越字薬師堂33-8	
		大越町上大越字後原10-82	
大30330	槻木線	大越町上大越字槻木9-1	
		大越町上大越字薬師堂 94	
大30331	中広土線	大越町上大越字白石299-1	
		大越町上大越字中広土 180-2	
大30332	山口中広土線	大越町上大越字山口110-1	
		大越町上大越字中広土 181-1	



諮問第1号

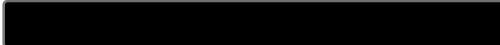
人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年2月15日 提出

田村市長 本 田 仁 一

記

住 所 

氏 名 熊 谷 彰

生年月日 